

香川発!

スタートアップの 県内事業者等と連携した 販路拡大支援補助金

補助上限額

300
万円!

香川県のスタートアップが、県内事業者等と連携して行う販路拡大の取組みを支援します。

募集期間

令和7年3月10日（月）～5月12日（月）

対象者

独自性のある製品やサービスを有し、今後の成長が期待される香川県のスタートアップ

👉 審査では、国のJ-Startup、J-StartupWEST選定や、香川県ビジネスチャレンジコンペ受賞などの実績を評価します。

対象事業

県内事業者等と連携して行う実証実験、試し利用、実演会、共同販売、サービス開発などの、販路拡大に繋がる取組み

👉 審査では、県内事業者等が抱える課題（人手不足等）の解決に繋がる事業を評価します。

県内連携

販路拡大



×



補助の内容

補助上限額

300万円

(補助率 3/4 以内)

補助対象経費

実証実験や試し利用等の販路拡大に向けた取組みにかかる費用

採択件数（予定）

4 件程度

(書面審査により決定)

👉 補助対象経費等の詳細は公募要領をご確認ください。



申請先・お問い合わせ先

香川県商工労働部産業政策課起業促進・成長支援グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

(TEL) 087-832-3353 / (E-mail) sangyo@pref.kagawa.lg.jp

👉 公募要領や申請方法等の詳細は、香川県ホームページをご確認ください。

(URL) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/shinki/startuphanro.html>

県HP



本補助金の公募は令和7年度（交付決定後）に実施する事業を対象としています。令和7年度香川県当初予算の議会の議決がなければ効力は発生しませんのでご注意ください。

申請資格（詳細）

次の（１）～（４）の全てに該当する者。

- （１）独自性のある製品やサービスを有し、今後の成長が期待されるスタートアップ（※１）であること。
- （２）県内に本社登記されている、又は主要な事業所を有している中小企業者（※２）であること。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- （４）香川県税の滞納がないこと。

※１ スタートアップとは、新しい技術やビジネスモデルを有し、成長志向がある企業をいう。なお、審査では、国のJ-Startup、J-StartupWEST選定や、香川県ビジネスチャレンジコンペの受賞などの実績を評価する。

※２ 中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第２条第１項各号に規定する中小企業者を指す。ただし、個人事業者及び次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業

申請から補助金交付までの流れ



👉 上記スケジュールは予定のため、申請状況等により前後する場合があります。

👉 申請書に添付された事業計画書をもとに、「スタートアップの成長性」、「製品やサービスの独自性・市場性」、「販路拡大の効果」、「県内事業者等との連携」及び「県経済・地域社会への波及効果」の観点から審査を行い、採択を決定します。

補助対象経費

- 1 事業費 … 機械装置費、広報費、旅費、外注費等、事業の実施に係る経費
- 2 収入補填費 … 実証試験や試し利用を目的として、県内の事業者等に対し製品やサービスを割引価格（無償を含む）で提供する場合は、正規のレンタル料、リース料等の減収相当額
- 3 人件費 … 補助事業に従事する従業員に対する給与及び賃金

👉 「2 収入補填費」及び「3 人件費」は、補助対象経費総額（消費税等を除く）の２分の１を上限とします。

👉 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費（汎用性があり目的外使用になり得るもの、本補助事業以外にも使用するもの等）は、補助対象外となります。詳細は[公募要領](#)をご覧ください。

「県内事業者等との連携」について

本補助金は、独自性のある製品やサービスの販路拡大及び県内事業者等の人手不足等の課題解決に向け、県内事業者等（※）と連携して行う実証実験、試し利用、実演会、共同販売、サービス開発などの取組みに係る費用を補助対象とします。

※「県内事業者等」とは、県内に事業所を置く企業、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、農業法人、NPO法人、学校法人、教育機関、協同組合、地方公共団体、その他知事が適当と認める団体を指します。

👉 以下の場合は、「県内事業者等との連携」には該当しません。

- ・ 連携先に県内事業者等が含まれていない場合
- ・ グループ企業等、申請者の関係事業者と連携を行う場合
- ・ 申請者が県内事業者等に対し業務として発注を行う場合（例：PR動画の制作委託）

👉 事業の連携先が県内事業者等と県外のみならず事業所を置く事業者等（以下、「県外事業者等」という）の複数である場合、県外事業者等と連携して実施した部分も補助対象とします。（連携先が県外事業者等のみの場合は補助対象外となります。）